

平成30年度 市民税・県民税 国民健康保険税 の申告の手引

申告期間

**平成30年
2月16日(金)～3月15日(木)** ※土日一部除く

※本庁舎申告会場は、3月4日(日)・11日(日)も受付を行います。
受付時間：午前9時～午後3時まで(4日と11日のみ)

申告会場

**佐伯市役所 本庁舎 1階申告会場
振興局 市民サービス係**

受付時間

午前9時～午後4時

申告の対象者

平成30年1月1日現在佐伯市に住所がある方は、平成29年中の収入の有無にかかわらず、申告しなければいけません。
ただし、次のいずれかに該当する方は申告しなくてもよいです。

- 税務署に所得税の確定申告をする方
- 1か所からの給与収入のみで、勤務先で「年末調整」をしている方
- 65歳未満(昭和28年1月2日以降生まれ)で、平成29年中の収入が公的年金のみの方で、年金収入の合計金額が98万円以下の方
- 65歳以上(昭和28年1月1日以前生まれ)で、平成29年中の収入が公的年金のみの方で、年金収入の合計金額が148万円以下の方
 - ※公的年金には非課税年金(遺族年金、障害年金等)もあります。
 - 収入が**非課税年金(遺族年金、障害年金等)のみ**の場合は申告が必要です。
- 佐伯市内に住んでいる方から、申告や年末調整などにより扶養されていて、収入がない方
 - ※佐伯市外に住んでいる方から扶養されている方は申告が必要です。

※申告が必要なのか分からない方は、お問い合わせください。

申告に必要なもの

1. 印鑑
2. 申告書
3. 個人番号(マイナンバー)と身元確認ができる書類
4. 給与所得者・年金所得者は源泉徴収票等
5. 事業(営業等・農業)・不動産収入がある方は、収入と経費がわかる帳簿・領収書・収支内訳書等
そのほか収入がある場合は、収入金額がわかるもの(支払者の証明書等)
※各種事業の申告をする方は、申告の注意点・お願い等の「収支内訳書について」を御確認ください。
6. 社会保険料の控除証明書等、生命保険料・地震保険料の控除証明書等
7. (障害者控除を受ける方) 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等
8. (医療費控除を受ける方) 医療費の領収書等
9. (医療費控除の特例を受ける方) 市販薬のうち対象となる医薬品の領収書等(レシート)と予防接種や定期健康診断等の一定の取組を行っていることが確認できる書類(定期健康診断の結果通知表、インフルエンザの予防接種や各種健診の領収書等)
10. (寄附金控除を受ける方) 寄附金の領収書等
11. (雑損控除を受ける方) 『り災証明書』及び保険などで補てんされた金額の明細書
※台風18号による、雑損控除の申告をされる方は、事前に市役所本庁舎にて雑損控除額の計算を行ってください。
(各振興局では雑損控除の計算の受付は行っていません。)

お問い合わせ先

申告についてのお問い合わせ等がございましたら下記まで御連絡ください。

- | | | |
|----------|--------------------|----------------------|
| 課税課 市民税係 | 上 浦 振 興 局 ☎32-3111 | 直 川 振 興 局 ☎58-2111 |
| ☎22-3115 | 弥 生 振 興 局 ☎46-1111 | 鶴 見 振 興 局 ☎33-1111 |
| ☎22-4501 | 本 匠 振 興 局 ☎56-5111 | 米 水 津 振 興 局 ☎35-6111 |
| | 宇 目 振 興 局 ☎52-1111 | 蒲 江 振 興 局 ☎42-1111 |

○申告書について

- ・申告書は各家庭に1枚配布しています。
- ※申告書が足りない場合は、コピーをするか、市役所本庁舎または各振興局まで取りに来てください。
- なお、佐伯市ホームページ(<http://www.city.saiki.oita.jp/download/syoshiki.html>)からもダウンロードできます。郵送希望の方は、お問い合わせ先に連絡してください。
- ・申告書にマイナンバー(個人番号12桁)の記載をお願いします。

○収支内訳書について

- ・事業所得や不動産所得用の収支内訳書は配布していません。 必要な方は市役所本庁舎、または各振興局まで取りに来るか、佐伯市ホームページからダウンロードしてください。
- ・事業所得や不動産所得のある方は、収支内訳書に収入金額、仕入額や経費等を科目ごとに必ず集計し、申告してください。(帳簿・領収書等による金額の確認がすぐに行えるように準備しておいてください。)
- ・経費等の集計を行っていない方の申告は、受付できない場合があります。
- ※個人の白色申告の方で事業所得、不動産所得又は山林所得が生じる業務を行う全ての方(所得税の申告が必要ない人も含む)は、平成26年1月から記帳・帳簿書類の保存が必要です。
- 【詳細については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。】

○医療費控除について

- ・申告する本人が家族の医療費を支払った場合、一人ずつの合計金額が分かるようにまとめて申告してください。
- ※保険金などで補てんされた金額がある場合は、金額が分かる資料も必要です。
- (注)医療費控除の特例の適用を受ける場合は、現行の医療費控除の適用は受けられません。

○医療費控除の特例【セルフメディケーション税制】について

- ・健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(※1)を行う個人が、平成29年1月1日から平成30年12月31日までの間に、日ロメは日ロメ主計をーに9る断備有てり世の親族に係る一定のスイッチナリ(医薬品(※2)を購入した場合において、その年中に支払った医薬品の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(控除限度額：8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除できます。
- (※1)申告者が特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診の取組を行っていることが要件
- (※2)要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬等)
- ・控除対象となるスイッチOTC医薬品の具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページ(www.mhlw.go.jp)に掲載の「対象品目一覧」で御確認ください。
- ・申告する本人が家族の医薬品等を支払った場合、一人ずつの合計金額が分かるようにまとめて申告してください
- ◆申告する場合は、一定の取組(※1)を申告者が行ったことを明らかにする書類の添付または提示が必要で
 - ①氏名、②取組を行った年、③事業を行った保険者、事業者もしくは市町村の名称または取組に係る診察を行った医療機関の名称の記載があるもので、特定健康診査や予防接種等の領収書又は結果通知表(結果部分は黒塗りや切取り等で可)で確認を行います。
- ・インフルエンザの予防接種等の費用は、医療費控除及び医療費控除の特例における医療費支払額(医薬品等支払額)の対象にはなりません。

○申告期間中に各申告会場に来ることができない方

- ・申告期間中に来ることができない方は、郵送での申告も受け付けていますので、下記郵送先に必要書類を同封の上、送付してください。【当日消印有効】
- ※個人番号が記載された申告書を郵送で提出する場合は、本人確認書類の写し(マイナンバーカード等の写し)を添付してください。
- ・郵送で申告される方は、記載内容の確認等をする場合がありますので、必ず日中に連絡がとれる連絡先を記入してください。
- ※連絡先の記入がない場合は、住民税の決定ができない場合があります。

郵送先 〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号 佐伯市役所 課税課 市民税係

必ずお読みください

申告の必要がある方が申告をしないでそのままにしておくと、適正な課税ができないばかりでなく、減額制度の適用や、各種証明書等の発行ができませんので必ず期限までに申告をしてください。

